

## 障害のある人への差別に関する相談

障害を理由とした差別や嫌がらせを受けたなど、人権及び権利を侵害されたときは、一人で悩まずに当センターにご相談ください。

### 「不当な差別的取扱いの禁止」

国・都道府県・市町村などの役所や、会社やお店などの事業者が、障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として差別することを禁止しています。

### 「合理的配慮の提供」

国・都道府県・市町村などの役所や、会社やお店などの事業者に対して、障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること(事業者に対しては、対応に努めること)を求めています。

### 障害者差別相談の例

「障害があるという理由で、入店や利用を拒否された」「障害が理由で入会を断られた」「普通学校で配慮を求めたが特別扱いほしくないとい断られた」「職場でマニュアルがほ

## 長野市障害者権利擁護サポートセンターのご案内

### 権利擁護相談窓口

障害者虐待や差別など権利侵害に関する相談を承ります。**秘密は厳守されますので安心してご相談ください。**

### 権利擁護に関する啓発活動

- ◆ **出前講座(虐待防止)**  
障害者虐待防止法の周知、障害のある方への支援スキル向上、虐待防止の体制整備に関する講座を行っています。研修等にご活用ください。
- ◆ **出前講座(差別解消)**  
障害者差別解消法・障害者雇用促進法の周知、市民向け障害理解などに関する講座を行っています。各種研修会等にご活用ください。
- ◆ **研修会等の開催**
  - ・障害者虐待防止法と障害者差別解消法の周知のための研修会の開催
  - ◆ **障害者にやさしいお店の推進**
    - ・長野市障害者にやさしいお店登録制度の広報活動を通して、市民及び民間事業者には障害者差別解消法の周知を行います。

## 障害のある人への虐待に関する相談

障害のある人への暴力や搾取などの虐待を受けたり、見たり、聞いたりしたときは当センターにご相談ください。また、家族や事業所向けに虐待を未然に防ぐための相談や研修等も行っています。

### 養護者による虐待

親、子、きょうだい、同居家族等からの虐待

### 福祉事業所の支援員等による虐待

障害者施設等の支援員や運営者等からの虐待

### 職場など使用者による虐待

勤務先の経営者、上司、同僚等からの虐待

障害者虐待には、身体的虐待、心理的虐待、性的虐待、ネグレクト、経済的虐待の5つの虐待の類型があります(詳しくは虐待防止リーフレットをご覧ください)

### 障害者虐待相談の例

「障害がある家族の行動に対してどうしても感情的になってしまふ」「福祉施設の支援員の対応や言葉づかいが怖いときがある」「隣の家で怒鳴り声が聞こえる」など



障害者差別に関すること

障害のある人の権利擁護に関する

どんなことでも  
ご相談ください

障害者虐待に関すること



当センターは次の法律に基づいて  
設置されている相談窓口です！

障害者差別解消法とは？

全ての国民が、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現していくため、行政機関や民間事業者が、障害を理由とする差別を解消するための措置を定めた法律です。

障害者虐待防止法とは？

障害者の尊厳を守り、自立や社会参加の妨げにならないよう虐待を禁止することも、その予防と早期発見のための取り組みや、障害者を現に養護する人に対して支援措置を講じることを定めた法律です。

# 長野市 障害者 権利擁護 サポート センター



長野市障害者権利擁護

サポートセンター

〒381-0036 長野市平林1丁目30-1  
ながの地域相談支援センターバスター・デイズ  
(受託法人:社会福祉法人森と木)

TEL:026-262-1110

FAX:026-243-1717

Mail: [betterdays-kenri@moritoki.jp](mailto:betterdays-kenri@moritoki.jp)



長野市